

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成22年3月25日(2010.3.25)

【公表番号】特表2002-526900(P2002-526900A)

【公表日】平成14年8月20日(2002.8.20)

【出願番号】特願2000-572959(P2000-572959)

【国際特許分類】

H 01 M	8/04	(2006.01)
H 01 M	4/86	(2006.01)
H 01 M	4/96	(2006.01)
H 01 M	8/02	(2006.01)
H 01 M	8/10	(2006.01)

【F I】

H 01 M	8/04	K
H 01 M	4/86	B
H 01 M	4/96	M
H 01 M	8/02	E
H 01 M	8/10	

【誤訳訂正書】

【提出日】平成22年1月18日(2010.1.18)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】特許請求の範囲

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

陽極と陰極との間にある電解質膜と、この陰極及び陽極に配置された各1つの多孔質膜とを備えた高分子電解質膜燃料電池において、陰極側に、液体バリヤとして機能し、かつ陽極側の膜より小さい孔サイズを持つ疎水性の膜が配置され、反応水が陽極を通して排出されることを特徴とする高分子電解質膜燃料電池における反応水の排出方法。

【請求項2】

陽極と、陰極と、この陽極と陰極との間の電解質膜と、この陽極及び陰極に配置された各1つの多孔質の導電性膜とを備え、この陰極側の膜が疎水性であり、少なくともその表面に陽極側の膜より小さい孔サイズを持っている、請求項1の方法を実施するための高分子電解質膜燃料電池。

【請求項3】

陰極側の膜がこの陰極に接する表面に陽極側の膜より小さい孔サイズを持つことを特徴とする請求項2に記載の高分子電解質膜燃料電池。

【請求項4】

陰極側の膜が炭素のエーロゲル或いはキセロゲルからなることを特徴とする請求項2又は3に記載の高分子電解質膜燃料電池。

【請求項5】

エーロゲルもしくはキセロゲルの膜が、有機又は無機材料からなる支持骨組みを備えていることを特徴とする請求項4に記載の高分子電解質膜燃料電池。

【請求項6】

有機材料が、多孔質の膜並びに可撓性の纖維フリース及び纖維織布の形のセルローズ、ポリアミド、ポリエステル及びフェノール樹脂であることを特徴とする請求項5に記載の

高分子電解質膜燃料電池。**【請求項 7】**

無機材料が、炭素、酸化アルミニウム、二酸化ジルコニウム或いは二酸化ケイ素の纖維であることを特徴とする請求項 5 に記載の高分子電解質膜燃料電池。

【請求項 8】

陽極側の膜が多孔質のカーボンペーパーからなることを特徴とする請求項 2 乃至 7 の 1 つに記載の高分子電解質膜燃料電池。

【誤訳訂正 2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 1 3

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 1 3】

エーロゲルもしくはキセロゲルは有利なことに支持骨組みを持っている。これにより比較的薄い膜の機械的安定性が向上する。この骨組みは特に少なくとも部分的に、有機物からなるのがよい。これについては特にセルローズ、ポリアミド、ポリエステル及びフェノール樹脂（特にノボラック）が挙げられる。この有機物は多孔質の膜並びに可撓性の纖維フリース及び纖維織布の形で存在する。この支持骨組みはしかしあた無機物、特に炭素、酸化アルミニウム、二酸化ジルコニウム或いは二酸化ケイ素の纖維とすることもできる。